

<令和3年度> 包括外部監査 指摘に対する措置状況詳細
 ●監査テーマ『公有財産の管理運営に関する財務事務の執行について』

No.	対象課	指摘事項(内容)	措置区分	措置内容等	ページ
1	財政課	(指摘)売却可能資産の範囲及び内訳注記の記載誤り 「令和元年度松山市財務書類 資料編」注記 売却可能資産の範囲及び内訳は下記のとおり記載されている。 (連結財務書類部分より抜粋。同様の趣旨の注記は一般会計等財務書類および全体財務書類にも記載されている。) 松山市は上記注記の売却可能額を記載していると説明した96百万円について、売却可能額ではなく貸借対照表における簿価を記載しており、売却可能額を記載していないことが判明した。 また、松山市は注記の()内に事業用資産・土地の貸借対照表上における簿価総額を記載していた。 本注記の趣旨は、売却可能資産の売却可能額と貸借対照表上の簿価を示すことで、財務書類の利用者に売却可能資産の含み損益情報を提供するところにあると思われる。 現状の様な注記の趣旨と異なる金額を記載すると、財務書類の利用者に誤解を与えかねない記述となってしまうことから、記載内容の再確認と記述の訂正が必要である。	措置済	ご指摘を踏まえ、令和2年度松山市財務書類の注記の見直しを行い、「5追加情報(2)貸借対照表①売却可能資産の範囲及び内訳(内訳)」に売却可能資産の売却可能額と簿価を記載した。 今後は、総務省の「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき、適切かつ明確な財務書類の作成を行っていく。	23
2	管財課	(指摘)財務会計規則第301条の管財課長との協議のあり方の検討 財務会計規則第301条では、行政財産とする目的で土地を取得しようとするときは、「管財課長に協議しなければならない」とされており、各課が起案する財産の取得にかかる起案文書に管財課長の合議を受けることをもって協議としている。しかし、監査対象の案件「(ii)平井保育園・浮穴保育園」については所管課の認識不足、「(iii)松山広域都市計画道路事業3・2・60号松山駅北東西線整備事業用地」については、市道用地取得のケースと同様に考え、合議を受けていなかった。 財務会計規則第301条において土地を取得しようとするときに「管財課長に協議しなければならない」とされている趣旨は、管財課が事前に情報を得ることで、公有財産の管理や公有財産台帳の作成を適切に行うための事前情報を入手すること、所管課に対して必要に応じて土地や建物の取得等の助言を行うことにある。そのため、基本的には、公有財産の適切な管理の面からは「管財課長に協議しなければならない」点は遵守されるべきと考えられる。 その一方で、所管課と管財課との間で情報が共有されている点が重要であり、事前の報告などで情報が十分に共有されている場合は、合議を受けるという意味での協議が行われなかったとしても問題はないと考えられる面もある。そこで、まず、どのような行為が第301条の協議にあたるのか(決裁の合議だけなのか、事前の報告も含まれるのかなど)を改めて規則の趣旨を鑑みて整理、検討する必要があると考えられる。その上で協議の必要なケースと不要なケースについて明確にすることが望ましい。	措置済	財務会計規則第301条に定める管財課長への協議について、起案文書の合議の徹底を全庁に通知した。 また、公有財産に関する事務の取り扱いの要点をまとめた簡易なマニュアルを作成し、協議の必要性を各課等に説明するとともに、協議が必要なケースと不要なケースを明確にし、規則で定める手続きの遵守を周知した。 今後も地方自治法及び財務会計規則に沿った適正な処理に努める。	28
3	地域消防推進課	(指摘)消防ポンプ蔵置所跡地の普通財産への区分遅れ 粟井分団3部ポンプ蔵置所の土地については、令和2年度の未利用地調査で利用の見込みがないものと判断され、さらに令和2年10月に消防ポンプ蔵置所が取り壊されているにもかかわらず、令和3年度においても、地域消防推進課が依然として行政財産として所管している。 行政財産は行政目的達成のために使用されるものであるため、更地(施設がない)の状態の土地で、未利用地調査において利用の見込みがないものと判断された時点において普通財産に変更されなければならないはずである。	措置済	今回の指摘を踏まえて、令和3年11月に、行政財産から普通財産への区分変更を行いました。 なお、業務フローを作成し、担当内で共有しました。今後は作成したフローに沿って業務にあたることとし、適正に事務を処理します。	38

<令和3年度> 包括外部監査 指摘に対する措置状況詳細
 ●監査テーマ『公有財産の管理運営に関する財務事務の執行について』

No.	対象課	指摘事項(内容)	措置区分	措置内容等	ページ
4	管財課	(指摘)公有財産台帳への登録漏れ 公共施設マネジメント推進委員会に提出されている「未利用地一覧」に記載のある土地について、公有財産台帳への登録状況の確認を行ったところ、旧浅海分団3部(味栗)消防ポンプ蔵置所用地について、公有財産台帳への登録漏れが判明した。旧北条市時代から公有財産台帳への記載が漏れていたもので、実態と台帳が整合していない状況は問題であり、今後定期的に担当課へ現物の確認を行い、実態と台帳が乖離していないかの調査をするなど対処すべきである。	措置済	登録漏れのあった旧浅海分団3部(味栗)消防ポンプ蔵置所用地は、令和3年度に財産台帳の登録通知書を施設所管課から提出させ、公有財産台帳への登録を行った。これまでは、公有財産のデータを全庁から閲覧できる場所に掲示するとともに、毎年、施設所管課に実態と公有財産台帳の整合性の確認を依頼し、結果を報告させていたが、本件のような登録漏れがあり、指摘を受け実態と台帳との整合性の確認作業を行うために、令和5年度から実物調査を下記方法で実施することとした。調査方法は、毎年度2部局ずつを対象に、部局ごとの土地・建物台帳データから調査対象とする財産を管財課で抽出。まず、管財課が単独で現地を確認し、疑義があるものについては、必要に応じて施設所管課立会いのもと再度現地確認を行う(5年度間で全部局を調査予定)。調査で問題ありと判断された財産は、施設所管課に対し問題点及び改善点を文書で指摘し、対応を指示。施設所管課から財産台帳の登録変更通知書等を受領後、台帳を実態に則した正しい内容に修正する。 今後も松山市財務会計規則等に沿った適正な公有財産の管理に努める。	38
5	管財課	(指摘)未利用地一覧表への記載漏れ 令和3年5月に実施された未利用地調査の際に所管課から管財課に提出された調査票に記載されなかった土地が5件発見された。このことから、所管課において未利用地ではないとの判断に誤りがないことを組織的に担保するための仕組みが不十分であったと考えられ、未利用地に関する調査の方法について改善が必要であると考えられる。 この点、調査する際の調査方法に未利用地の定義を記載することで、未利用地か否かの判断基準をより明確にすることが対応策の一つとなると考える。参考として、鳥取県では未利用地について下記のとおりに定義している。 ・既に未利用の状態になっており、将来にわたって利用の予定がない財産。 ・事業用地として取得した財産のうち、現に未着工の状態、将来にわたって着工見込みのない財産。 (鳥取県(平成28年11月)「第3回県有施設・資産有効活用戦略会議資料」P.17)	措置済	中核市を調査したところ、各市の定義は、行政目的の喪失、貸し付けていない、利用困難な急傾斜地等の除外など様々であったため、各市の基準等を参考に本市で未利用財産として扱う公有財産の定義を作成した。今後の調査では、未利用財産の定義を記載し判断基準を明確にすることで、未利用財産の組織的な判断を担保していく。 また、この定義に基づき所管課から通知された未利用地は、現在の状況等を精査し一覧表にまとめることとした。	39
6	管財課	(指摘)公有財産の評価替えについて 公有財産について、時価への評価替えは平成25年度に1度実施されただけで、その後の3年ごとの評価替えは実施されていない。このため、現状では規則に反する状態となっている。もし実務的に3年ごとの評価が難しいということであれば、規則を改正すべきであり、事実その検討は行われているようだが、いまだ改正には至っていない。 規則の改正も行わず、規則違反状態を継続している現状は問題であると言わざるを得ない。早急に規則の遵守若しくは規則の改正を行うべきである。	措置済	公有財産は、使用料の算出や売却など目的や必要性に応じて、固定資産仮評価や不動産鑑定士による評価を行っている。 中核市の状況を調査したところ、半数以上の市で規則に評価や改定の規定がなく、公会計による固定資産台帳でも取得価格等を記載し再評価は行っていない。 評価替えには、システム改修等の負担が生じるが、全ての公有財産を3年ごとに評価替えする必要がないことから、令和5年4月1日付の財務会計規則改正で評価替えの規定を削除することとした。	57
7	管財課	(指摘)未利用財産の検討対象について 利用可能性の低い公有財産については、審査対象から外されているということだが、その除外過程が不明瞭である。除外するにしても、そのためのルールを策定するか、または、審議にかけ検証過程を残すべきである。そうでなければ除外するのかもしれないかの判断が担当者に委ねられることになり、不合理であり客観性を欠くことになる。	措置済	審査の検討対象を客観的な基準で選定するため、面積の規模や一定の評価額による基準を設定した。 また、審査の対象外となった未利用地や普通財産については、現在の状況等を記載した一覧表としてまとめ、審査会や庁内で情報を提供していくこととした。	59
8	管財課	(指摘)個別施設計画における集計誤りについて 個別施設計画の⑤清掃・雨水・公園の区分において、従来型のコスト見込み部分に対象ではない196か所の施設合計3.6億円が誤って含まれていた。そのため、⑤清掃・雨水・公園の10年間での従来型のコスト見込み額が8.6億円、削減見込み額が7.7億円と掲載されているところ、正しくは前者が5.0億円、後者は4.1億円と訂正する必要がある。	措置済	令和3年度末の松山市公共施設等総合管理計画の改訂にあわせて、指摘事項とされた個別施設計画における集計誤りを訂正した。	109

<令和3年度> 包括外部監査 指摘に対する措置状況詳細
 ●監査テーマ『公有財産の管理運営に関する財務事務の執行について』

No.	対象課	指摘事項(内容)	措置区分	措置内容等	ページ
9	スポーツイングリッシュ推進課	<p>(指摘) 坊っちゃんスタジアムの安全性・機能性評価について</p> <p>松山市スポーツ施設ストック適正化計画(以下、適正化計画)は、スポーツ庁の「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」(以下、本ガイドライン)に基づき策定しており、その中で施設の現状評価(1次評価)は、「安全性・機能性」について「安全性」「機能性」「法令への適合状況」「屋外スポーツ施設の状況」「スポーツ施設の安全対策」のそれぞれの項目について劣化状況や対策の実施状況等について整理をしている。</p> <p>これらの基礎情報を本ガイドライン・適正化計画の評価の考え方にに基づき市が評価を実施したところ、「部分的な不具合の事象が確認されるものの、全体的な劣化・不具合等の事象が確認されず、重大な事故の想定や全面的な補修若しくは改修の必要がない」ことから、坊っちゃんスタジアムの「安全性・機能性」を「良」と評価している。</p> <p>本ガイドライン・適正化計画では「安全性・機能性」において「劣」と評価された施設についてのみ「経済性」の評価を行うとされているため、今回これを「良」と判断した坊っちゃんスタジアムについて松山市は「経済性」の評価を経ず施設の方向性を「維持」として決定している。</p> <p>しかし、スコアボードの改修をはじめ、10年間で26億円もの改修が必要な箇所があることを鑑みれば、当時の「安全性・機能性」の判断が適正であったとは思えない。もし、部分的であったとしても、緊急に補修若しくは改修を行わなければ施設の利用に支障が生じる事項があったとするならば、「安全性・機能性」は「劣」と判断し、「経済性」の検討を行った上で、施設の方向性を検討すべきだのではないだろうか。その上で、松山市としてスポーツに関する政策を推進するにあたり、坊っちゃんスタジアムを必要不可欠な施設として位置付けるのであれば、2次評価の中で施設の在り方を検討すべきである。</p>	措置を講じない	<p>上記意見事項を踏まえ、以下のような検討を行ったものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ庁の「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」で示されている安全性・機能性「劣」の評価は、全体的な劣化・不具合等、若しくは著しい劣化・不具合等の事象が確認されるなど、全面的な補修若しくは改修が必要な場合を想定している。 ・坊っちゃんスタジアムは、部分的な劣化や不具合等の事象は確認されたものの、全体として「劣」と判断するような状況には至っていないことから、評価を変更することは困難である。 ・また、今後予定している改修は、「劣」の基準に示されている「劣化・不具合等の事象により、重大な事故、施設の利用制限、又は緊急に補修若しくは改修が必要」な状況に至ったことによるものではなく、そうした状況になることを防ぐための予防保全工事として、計画的に補修・更新などを行うものであり、評価と整合性が取れていないとは考えていない。 ・これまで、計画的な補修・更新は実施しており、今後も引き続き、利用者が安全で安心して施設を利用できるように、環境整備を行う考えである。 <p>以上のことから外部監査人から御意見を頂いた上記事項には対応策を講じないとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、適正化計画は5年ごとに見直しを行うため、次期計画においても、国のガイドラインに基づき適切に評価し、計画的に施設管理を行っていく。 <p>参考 スポーツ庁 「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」「機能性・安全性」の評価の考え方</p> <p><良> 全体的に劣化・不具合等の事象が確認されない。 部分的な劣化・不具合等の事象が確認されるが、緊急性が低い。 法定点検での是正報告がない、又は是正事項が既に改善されている。 スポーツ施設の安全対策がなされている。</p> <p><劣> 全体的な劣化・不具合等、若しくは著しい劣化・不具合等の事象が確認され、全面的な補修若しくは改修が必要である。 劣化・不具合等の事象により、重大な事故、施設の利用制限、又は緊急に補修若しくは改修が必要である。 法定点検での是正報告があり、是正が長期間放置されている、若しくは 重大な事故、施設の利用制限が想定される。 重大な事故の恐れがある安全に関する対策が実施されていない。</p>	137